

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年7月21日（金） 午前10時14分～午後0時24分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲、 副議長（2番）荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 議会改革特別委員会で行き上げる案件について
- 2 総括質疑の通告制について
- 3 議員報酬について

4 政務活動費について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

本日の案件は、御手元に配付されております付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 議会改革特別委員会で取り上げる案件について

委員長 前回の議会改革特別委員会において、今期の議会改革特別委員会で取り上げる案件として、前期からの持ち越し案件である総括質疑の通告制について、議員報酬について、政務活動費について。政務活動費については金額のことですけれども、まずはこれらの協議を進めていくということが決定をいたしました。

また、前回各会派から提出されました案件については、会派で持ち帰っていただけ、議会改革特別委員会で協議すべき案件かどうか、また、その優先順位などを検討して意見をまとめていただくようお願いをいたしましたので、その意見の発表をお願いをしたいと思います。

初めに市政クラブさん。

意(11) 私どもから総括質疑の通告制について、提示をさせていただきました。

御覧になられているかなと思いますけども、質疑の回数ということで、補正予算の質疑についてということで、意見の内容とその理由ということでありますけども。

すいません。少し聞き取りを誤りまして、優先順位、この提示された総括質疑の通告制、議員報酬について、政務活動費について。この3点について、議会改革特別委員会で審議していただきますようお願いいたします。

委員長 まずそれをということですか。

意(11) まずこれをお願いします。

委員長 このほかの出されたものとか何かはまだそのあとで。

意(11) 取りあえず、この3つを審議をしていただいて、ある程度、皆さんの御意見をまとめてから、出されたものについては、それぞれ、また、委員会で検討していくという方向でお願いしたいと思います。

委員長 それでは、次に公明党さん。

意(6) まず、陳情についてを優先順位1番にさせていただきたいと思います。

やはり9月の定例会がすぐですし、前回も少しお話をさせていただきましたけれども、国などに対する陳情のものが多く、意見が多いということで、もっと精査して議長預かりにしてもいいのではないかという考えを持っております。

次に、タブレットの運用についてということで、やはり今議員の皆さんが同じようなレベルではないと思いますので、しっかり使えるように活用できるように進めていただきたいと思います。

市民の会さんから出された常任委員会の動画配信については、前期も出されたと思うんですけど、会議録があるので配信まで必要かどうかというのがちょっと考えておりませんので、こちらは、公明党としては考えておりません。

あと、共産党さんが出された正副議長の選挙について、以前、神谷議員がおっしゃってらっしゃいましたけれど、全員が立候補というか、そういった立場にあるということで、特に、所信表明っていうかそういうのは必要ないと思っ

ております。今までどおりでいいという考えですので、こちらは考えておりません。

あとは、ほかの皆さんの意見を聞いて、順次、取り上げていきたいと思っております。

以上です。

委員長 次に、共産党さん。

意（12） 市民に分かりやすい議会運営ということで、市民の会さんが出された上から1つ目と3つ目。特に最初に入りやすいのが3つ目かなと、常任委員会の動画配信について、そのあとホームページのリニューアルについてと。

そのあと、市民が分かりやすいと言え、4つ目、広報・広聴委員会の在り方について、そのあと、常任委員会視察の在り方について、これは考えていく必要があるかなと思います。

あと、政務活動費の費用についてと市政クラブさんのタブレットの活用について、これはその後でいいかなと。どっちを先にするかは、指定するのはあとで。そのあとで陳情についてを扱ったらいいのかなと。

そして、私どもが出させていただいた正副議長については、一番最後で。急ぐことではないと思いますので、最後でいいかと思います。

委員長 次に、高志クラブさん。

意（8） 総括質疑、議員報酬、政務活動費については、取り上げていきたいというふうに考えております。

また、タブレットの活用について、陳情についても、これもちょっと検討していくべきかなと思います。

ホームページとかその辺については、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。

また、正副議長の立候補の導入制度については、もう少しちょっとお話を聞きたいなと思います。

以上です。

委員長 次に、新政会さん。

意（14） 私のほうとしては、今、皆さんが言った意見で結構でございます

ので、それを見て考えたいと思います。

委員長 次に、高浜市民の会さん。

意（13） まず、前期からの持ち越しの件についての3点については、特に、最初に取り組むことについてはそれで結構かなと思っております。

あとは、やはり皆さんがせっかくテーマを挙げてくださったんで、全てにおいてやはり議論していただけたらと思っております。

順番は特にこだわりませんが、ただ、一点、広報・広聴委員会の在り方につきましては、今後、広報・広聴委員会として議会報告会を開催していくに当たりまして、こちらについてはやはりしっかり市民の方に開催通知をし、その上で、開催の準備をして計画を立てていっていきたいというところから、この部分についてはできれば先にやっていただいて、来年度からの在り方について、市民の方にしっかりお伝えできるようにしていくところが必要かなと思っております。

あとにつきましては、順番に関しては特にこだわっておりませんが、全ての件について、やはり、せっかく出していただいておりますので、検討すべきかなと思っております。

以上です。

委員長 次に、清風会さん。

意（9） 一応、議題としては、総括質疑の通告制、議員報酬、政務活動費、これをまず重点的に先にやっていただいて、その後、各会派さんから出されたのを検討したんですけど、そのあとに、タブレットの活用、そして陳情について、この2つに的を絞って、やっぱ効率的にしっかり議論をしていきたいなと考えております。

委員長 次に、凜々会さん。

意（7） 私は、まず、タブレットの活用と陳情についてをやった後に、ホームページのリニューアルは、やっぱり高浜市の検索するのに自分もまず第一にここを検索してたので、ちょっとやっぱり分かりやすくしたいなというのがあるのでこれと、あと常任委員会の動画配信は全ての委員会とかも動画配信したほうが私も委員会とかよく分かってない、何をやっているのかとか一般市民の

ときに分からなかったので、公開するのは別に問題ないかなと思うので、こういうすぐにできそうなことをまず初めにやったらいいかなと思っています。

それ以外は、皆様に合わせます。

委員長 ありがとうございます。

各会派の御意見を伺いましたけれども、ここで、今、それぞれ言われた御意見に対して、また御意見等ある方いらっしゃいます。

よろしいですか。

意 見 な し

委員長 今、順番をということで、前回の時からそういう話をしたんですけども、これをそれぞれ決を採ってどうしていくっていうことをやってたら切りがないものですから、先に、総括質疑と議員報酬、政務活動費のことをやっていく中で、また皆さん方でいろいろと御意見が出てくる可能性もありますから、それ以降で、また順次決めていくというような形でよろしいですかね。

時間もそんなにかけるわけにいかないものですから、そのような形でスタートをしていきたいと思えますけども。

問 (13) 今ちょっとごめんなさい、委員長の御発言で分からなかったことがあるんですけど、この3つを最初にやるっていう話なんですけど、これ一つ一つやってくのか、3つを1回の会議でやっていくのか、どういう形になるんでしょうか。

委員長 そのときに出された御意見によっても変わってくると思うんですけども、基本的にはその結論というものがどこまで出せるのかという、例えば総括質疑のことに関しては、結論って出せると思うんですよ。

議員報酬だとか政務活動費っていうのは、例えば金額だとかそういったところまでのことを結論を持っていこうと思うと、なかなか1度で済ますわけにいかないと思いますので、議会としての考え方の取りまとめみたいな形になると思うんですよ。

ですから、どれぐらい時間がかかるかということをやっと諮りながらやっ

ていけないといけないんで、前回お示しした、この総括質疑の通告制から入って、総括質疑は、今日すぐかかってやっていきたいと思ってますけども、議員報酬と政務活動費については、どういうふうに進めていくかっていうことも含めて、また皆さんと御相談をしながらこの委員会でやっていかなきゃいけないと思いますので、3つ一緒にやってくというような考え方ではなくって、一つずつ議会で結論付けられるところまで出していくというふうな感じですね。

意(13) ちょっと一つ御提案申し上げたいと思うんですけど、この議員報酬と政務活動費につきましては予算が伴うものでございますので、やはりこれは個々でやってくというよりも、予算が伴うということからしても結果的に、今まで16人でやってたのを14人になったというところで、両方にお金のことがかかってきますので、これは、同時進行でもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺り、ほかの委員の方はどうなんでしょうか。

委員長 基本的には条例上別もんですし、それから、予算が伴うものですけども、我々が予算執行できるわけじゃないもんですから、条例を変更しても予算化するのとは当局側ですから、それを考えると一緒にやるっていうのはなかなかやりにくいかなと私は思いますけどね。

意(13) 今、委員長の貴重な御意見があったんですけど、やはり御意見されるときは副委員長に代わって、ぜひとも御意見いただきたいと思います。

委員長 今、進行の話ですので、どういうふうに進めていくかという進行の話で、委員長として発言をさせていただいたんですよ。

意(11) 今の御質問ですけども、報酬審もこれから開かれるということをお伺っておりますので、我々が幾ら上げてくれとかいうことが、なかなか言いにくいところがありますので、やっぱり報酬審に対して、やはり、16から14にしたそのいきさつ、そしてこれからの運営に対する意見等をしっかり踏まえてから予算化をしていただいて、来年度当初予算に間に合うように議論を進めていくというのがいいのかなと私個人ではそう思っておりますので、その中で皆さんの御意見をここで取りまとめて、報酬審の皆さんにどう伝えるか、あるいは市長が執行権を持っておりますので、市長に対して、どう議会が考えているのか、その考えをここで全員一致で取りまとめていくことが大事かなと、そんな

ふうに思っておりますので、時間は少しかかるかと思いますが、報酬審が今年度中に行われるということを伺っておりますので、それに間に合うように何とか結論が出るような御意見を取りまとめていただきたいと思いますなど、そんなふうに思っております。

委員長 まず、私がどういうふうに進めていこうかなと思ってるところを先ほどちょっと言いましたけども、まず総括質疑の通告制についてをしっかりと決定をさせていきたい。これは議会の中での話ですので、議員の皆さん方の御意見で十分に確定できることだというふうに思います。

その後、また議員報酬については後でまた言おうと思ってたんですけども、基本的には、議会が報酬等審議会の開催を求めて、答申を求めることはできません、基本的に。開催は市長が求めて答申を受けるという形になりますので。ですから、我々が市長に報酬審を開いてくださいと、それで御意見を伺ってくださいというような形での段取りになってくるはずなんです。

そのときに、報酬審に対して、議会としては例えば一人頭幾ら上げてくれっていう話まで持っていくのか。その辺のところは、実際ここで議論ができるかっていうところが一つあると思うんですよね。

そうすると、落としどころとしては、報酬審に1回諮ってもらおうかということに対して、皆さんがそうしましょうって話になれば、そこまででしかないと思うんですよ。

政務活動費に関しては、これは今日後で出てきますけども、事務局のほうに説明をさせますけども、タブレットの入札ができましたので、金額が上がるということが明確になりました。これ11月から始まるんですよ、今年の。11月から始まって、議員負担を半額とすると確実に月々千何百円、余分に。今まで2,000円だったのが余分に払う形になる。それ自体が果たして皆さん方にとって、政務活動のマイナスになってしまわないかなというところがあります。

これに関しては、具体的に我々がこの金額をとということで、ここで決められる話だと思うんですよね。だから一緒にやるっていうのは、もうまず無理があるということです。

それから、順番としては、これ報酬審が多分、12月に結論が出るぐらいで開

いていただかないと当初予算には間に合いませんので、そうすると、やっぱり報酬の件もそんなにゆっくりやっとするわけにはいかないということになります。

その辺を踏まえて、御意見がある方、御意見を伺いますけれども。

意（3） 議員報酬の件については私それでいいと思うんですけど、政務活動費について今タブレットが上がるとか、13番議員が出してた、政務活動費で買える範囲ですとか、政務活動費の金額と政務活動費の中身と別に分けて考えていったほうがいいと思うんですよ。それは分けて考えていくべきだと思っています。

委員長 そうですね、それは前回も政務活動費については金額というベースで話をさせていただいておりますので。

意（13） 今の委員長の提案でも私は別に異議はないんですけど、すいません、委員長のすばらしいせっかくそういう御意見があるんであれば、やはり副委員長に代わって御発言いただいた上で、やはり委員長というのはいわゆるこの委員会の議事進行と、あと、委員同士の意見を調整してまとめるってところだと思いますので、是非とも御意見として御発言いただけたらと思います。

委員長 意見じゃなくて、委員長として皆さん方に情報共有をして、その上で御意見を今伺ったんですよ。

それでは、御意見があまりまだ出てきてないもんですから、議会改革のこの委員会での案件の優先順位というのは、まず、総括質疑の通告制について、議員報酬について、それから、金額ベースの政務活動費についてという順番で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

2 総括質疑の通告制について

委員長 総括質疑の通告制については、前期の議会改革特別委員会で検討を重ね、昨年12月定例会から試験的に実施をいたしました。

既に開催通知とともに御案内をしておりますけれども、これまでの試行を踏

まえ、9月定例会から総括質疑の通告制の正式導入に向けて、総括質疑の通告制についての委員長案を作成いたしましたので、初めに、案について説明をさせていただきます。

委員長案としては、6月定例会での総括質疑の通告についてをベースに作成をしております。

6月定例会からの変更点を御説明申し上げます。

まず、冒頭、試験的な実施ではなく、正式に令和5年9月定例会から導入することを明確にするため、令和5年9月定例会より総括質疑の通告制を本格導入すると追加をしております。

次に、(6)の質疑の時間について、6月定例会では質疑の時間は制限しないと明記しておりましたが、特段、質疑の時間を制限するものではないため、委員長案では削除しております。

また、(6)を削除したため、以下の番号が繰り上がっております。

次に、(8)その他について、②の2つ目の点の所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）とあるところの括弧内を削除しております。

次に、様式のほうであります。

区別及び質疑の内容の注意事項として、当初予算・決算を加えてあります。

また、締切日については、定例会の都度変わりますのでここでは空欄としております。

その他については、6月定例会の総括質疑の通告と同様の取扱いといたしますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でありますけれども、この件について開催通知とともにお示しして、意見がある場合は、様式に従い意見を提出いただくようお願いしたところ、資料のとおり提出がありましたので、提出された意見について御説明をお願いいたします。

まず、市政クラブさん。

意(11) それでは、説明させていただきます。

補正予算の質疑回数についてということで、以前にもお話ししたと思いますけれども、歳入歳出あるいは歳入歳出の手戻りといいますかね、この表現がいい

かどうか分かりませんが、あちらへ行ってこちら行ってということのないようにしたいということで、これは聞いている我々もそうですし、分かりやすい説明にしたいということで、具体的には歳入歳出とで質疑を分け、それぞれ回数を2回までとすることを市政クラブとして要望しております。

よろしく申し上げます。

それから、(8)のその他の大綱的な質疑ということですが、これを申合せに、「議長が大綱的な質疑でないと認めた場合、発言を制限することができる」と明記をするものでありますので、これも、分かりやすい質疑をするために、そして細かいことを委員会で聞けるような大綱的な質疑を行っていただきたいという意味でこれも載せさせていただきましたので、お願いいたします。

以上です。

委員長 ただいまの説明に対する質疑がありましたらお願いいたします。

意(13) まずもって、今回委員長のほうから委員長案が出て、それに対してこういうふうに出していただきってことだったんですけど、前回の委員会ではそういうようなことは決めていないので、やはり、前回の委員会でも委員長のほうから、こういう提案をして皆さんから御意見を伺う形でよろしいですかというところの同意をとってから進めていただきたい。まず、それが1点目、私は問題だと思っております。

それから2点目ですが、委員長案のほうで、今委員長から説明がございましたけど、ぜひこれなぜこういうことになったのかということについては、根拠をお示しいただいて、こうなりました、こうなりましたってことなので、なぜそういうふうになったのかってところが今のお話だとよく分かりませんので、ぜひ副委員長と議事進行を代わって、お聞かせいただきたいと思っております。

特に本格導入するってことなんですけど、総括質疑の通告制について、これ市政クラブさんから導入の提案がございました。

私は反対したんですけど、今回、いろんな話合いのを経て通告制の導入に至ったわけなんですけど、この通告制の導入に対しての検証がどうだったのかってところがないまま、いきなりこうしますっていう提案なので、その辺りも含めてちょっと副委員長と代わって御説明のほうお願いいたします。

委員長 委員長案で出してあるので私から話して全然問題ないと思いますけども。

意見として出したわけではなくて、6月定例会でやったやつを文面に起こすとなりますよってということで、それでここの部分は必要ないと思うところを削ったと。それだけです。今まで話し合っただけで決めてきたルールを文面にまとめたものがこれになりますので。

意(13) 本格導入するっていうのは、話し合っただけで決めてきたことではないと思いますし、質疑の時間についてもこれ制限しないってことは、これまで話し合ったことでしょうか。私にはちょっと記憶がないんですけど。

なので、やはりこれは私は委員長案だと思っておりますので、この委員長案に対する御説明を一つ一つお願いしたいと思います。議事進行と委員長がお話しするのが同じ方ではおかしいので、議事進行は議事進行で代わっていただいて、ぜひとも説明いただいて。私は本当にこれが納得できるようでしたら賛成したいと思ってますので、納得できる御説明をお願いしたいと思っております。

意(9) 一応、今回こうやって委員長が委員長案に対する意見っていうふうには、先に諮っていて、もし13番委員が今言ったことをおっしゃるのであれば、ここの意見でそういうことを出すのが本来の流れだと思うので、そこはちゃんとそのルールにのっとって物事を進めていただいたほうがいいのかなと私は思います。

意(13) だから、そういうふうにするっていうふうには決めてないのに今回いきなり出てきてるから、まずそこが私は問題だって言ってるんですよ。

前回、委員長案を出しますんでそれに対して皆さん意見をくださいっていうふうには、それでいいですよって決まって今回のこれに至ってるなら分かるんですけど、何もなくていきなりこうふうには決めて出てくるっていうのは私は問題だと思ってます。

委員長 すいません、13番委員。やってきたことを、今まで試行的にやってきたことを文脈にただけですよ。何もなくてじゃないですよ。

もともと反対されてるからそういう言い方になるのかもしれませんが、やってきたじゃないですか、試行的に。このルールに基づいてやってきたこと

をこれ文書にただけですよ、これ。

意（13） いや、だから試行的に導入するっていうふうで、こういう案がこういうふうにやりましょうって決まったわけですよ。

私は、案はいいですよ。案でこうやってやってきたのはね。

最初の目的に達したのかどうなのか、目的がどうだったのかっていうのを新人議員さんは分かっていないわけなので、その辺りも含めてきちんと本格導入するなら本格導入するで、検証してこうだったからやはり通告制がこういうふうには有意義でしたね、目的を達しましたね、そういうのがなければ、私は次に進んではいけないと私は逆に思っています。

決めるのはいいですよ、細かいことを。確かに最後細かいとこ決めなきゃいけないと思います。

でも、本当にこの通告制を導入するに当たって、試験的導入ということで導入されたわけですので、本当にこれがどうだったのかっていうところについては、しっかり賛成の方については、どこがどうよかったのかっていうことは具体的にちょっと私が納得できるように説明いただきたいし、委員長がこういうふうには本格導入するっていうことで決めたい、こういう提案をされるのであれば、しっかりそこを教えていただきたい。それがないと納得できないんですけど。

本当にこれ、はっきり言って通告制やるってなると、事前に出さなきゃいけない、議会事務局もその仕事をしなきゃいけない。余分な仕事を私はする必要はないと思っているので、本当にこれが有意義でみんなにとっていいものであるのであれば、逆にそこは時間も手間もかけてやるべきだと思っていますけど、そこが私分らないので御説明いただきたいと思います。ほかの委員さんでも誰でもいいので、御説明ぜひお願いします。

意（3） 本格的に導入するに当たって、総括質疑を今まで試行的にやってきました。

総括質疑が試行的にやられるようになって、通告制によって市民の方から分かりにくいとかというクレームが多分なかったと思うんですよ。

もしかして私の耳に届いてないだけかもしれませんが、そういったクレームがあって、そういった、もっとうしろのほうがいいじゃないかという声

が上がっているならともかく、ないようでしたら進めていってもいいと思うんですけど。どうなのでしょう。

今まで試行的にしてきた中で、1年ぐらいやってきてるわけですよ。その中でも質問が分かりにくいだとかっていうことはなかったと思うんですよ。

ないように試行的に改善をしてきて、本格導入しましょうってきていると思うんですね。私の認識、間違ってますでしょうか。

意(13) 私は、この間どこがどう変わったのか分からなくて、結局、6月議会の国保の質問でも柴口議員が質問した件についても、当局は答えられませんでした。手元に数字がないから答えられないって言ってました。

私の質問についてもはっきり言って正確な答弁がありませんでした。

だから、どこがどう変わったのかなってというのが具体的には分からないんですよ。どこがどうよくなったのかってというのは、私はちょっと変わらないなってはっきり言って思いました。

だから、本当にここがよくなったじゃないですかっていう御意見があれば、ぜひ、逆に教えてください。お願いします。

意(3) これ通告制にしているということは、当局で答えなきゃいけない方もこういった質問が出てくるんだってということが分かると思うんですよ。

そうすると打合せををすると思うんですけど、その打合せはどのようにされてこういった経緯になっているのでしょうか。

ごめんなさい、ちょっと私の例だとあまりそういったことが見受けられないので、ぜひとも教えていただきたいです。

意(13) ちょっとよく今の御発言理解できなかつたんですけど、総括質疑っていうのは、一般質問と違いますよね。一般質問というのは、市政全般の中でどんなことでも市の事務であれば質問できます。

でも、総括質疑は議案に対してしかできないですよ。

議案に対してやるってことは、議案を当局が出してくるということは、それに対してどんなことを質疑されても答えられる状況で出してこないといけないと思うんですね。

なのに、それをこうやります、ああやりますって言ってたら、私は、はっき

り言って市の職員がそれ以上勉強しなくなってしまう。それが私は問題だと思
っています。

私たちが、監視して牽制をするということは、やはりそこは市の職員がしっ
かり、どんなことを聞かれてもいいように勉強してきて出していただく。

そのための私は議員の役割だと思っていますので、ですから、しっかり勉強
していただくためにも、なぜわざわざその全部、打合せをすとかそういう話
になるのかがちょっと私には理解できないので。

ですから、打合せをして問題がなかったと言われるんですけど、それと通告
制がどう関係あるかも分かりません。別に通告しなくても打合せしたい人はす
ればいい話なので、その辺が理解できませんので教えてください。

意(9) 委員長に申し上げたいんですけど、今の13番議員の発言というのは、
過去の議論に遡ってるので、もう十分それ、いろいろ議論されて今の段階に
来てると思うんで、そこら辺がちょっと確認をしてほしい。

委員長 先ほど来から検証という話も出ておりましたけども、今年の1月に開
催をした議会改革特別委員会で検証を皆さんにさせていただいております。多く
の議員の方々が分かりやすかったということをおっしゃっていただきました。

要は、その、あっち行ったり、こっち行ったりってということがなく、1議案
ずつ進めていくってということに対して、非常に分かりやすかったというお話が
あったと思います。

ほかにもいろいろと意見がありましたけれども、今、13番委員が言われたこ
と、まさしく、長谷川委員が言われたとおりで、当時もそのことは言われてお
りましたんでね。それはもう本当に前の議論であって、本格導入をしていくと
いうことは、何度もこの議会改革で出てきてる話なんです。やるんだったら
ここがいいだろうということで、9月というのを一つ目標に掲げて出してきた
ものですので、だから、そのところを蒸し返す話っていうのは、これは、新
しく議員になられた方がこの意味が分からないとか、そういったことである
なら分かりますけども、これ一つ一つ説明してくれと、これはもう議事進行を
妨げてるとしか思えませんわ。事前に皆さんにお配りしてますでしょ。

だから、少なくとも、これで6月定例会ではこの方法でやってきたし、前期

からの議員さんは、その前の3月定例会も12月定例会もこのような形でやってきております。

意(13) ですから、今回試験的にやってみて、私はやってみてですよ、これ本当に意味があったのかな、ここまで議員も事務局も手間をかけてやる意味があったのかって思ってるから、やはりこれは問題にしなきゃいけないと思ってるから言ってるんですよ。

それから、今委員長が1議案ごと進めて行って分かりやすかったって言われてますけど、今までも総括質疑って大体1議案ごと進めていってると思いますし。

だから、本当に本格的導入するなら導入するで、きちんとしてここが本当にどうよかったのか、どう手間をかけてでもやる理由があるのかっていうことをしっかり教えていただかないと、やはりこれは、どうにも導入から賛成できない。ここまでよかったから中身ちょっと細かいことをここ変えたほうがいいですね、あれ変えたほうがいいですねっていうなら分かるんですけど、まずもって今回やってみて、私はちょっと全然やった意味が分からなかったの、それ以上やる必要があるのかなって思うんですけど、ほかの議員はそういう思いはないですか。私ははっきり言って、何か先ほどの直子議員も何か打合せをしたから別に問題なかったと言われるんですけど、打合せするしないは別に通告してもしなくても別にそこは関係ないと思うので、その辺り、通告することによって、何がメリットがあって、何がどうよかったのか全然分からないので、私は何か、今回特に逆に分かりづらいついていうか、きちんと答えていただけなかったって思うところがたくさんあったので、何かやる意味があるのかなと思ってるから言ってるんですけど。だったら、やめるなら私はやめたほうが良いと思ってるので、あえて言ってるんですよ。

意(3) 総括質疑で通告制をしたのは、そういうのをとりまじょうと言ったのは、市民に分かりやすい議会にしていくことであり、きちんとその質問と答えがかみ合うような議会にしていきたいということで、これを進めてきてるわけですよ。

市役所の職員がその質問に答えられない、勉強してこいついていうためにやっ

てるわけではなくて、市民にどうこの議案を理解してもらうか。

それには、よりよい議会の中での質疑が必要であるからこの総括質疑の通告制っていうのを取り入れてるんですよ。

あなたの目的がごちゃごちゃになってますよね。勉強してきてほしいから、総括質疑の通告制をやめたほうがいいなんて、何か本末転倒だと思いますけど。意（13） だから、市民に分かりやすいっていうのが私は前も言ったんですけど、通告制にすることが市民に分かりやすいっていうふうに、なぜなるのかが私はここがイコールが分からないので、その御説明をお願いします。

委員長 この部分というのは、通告制の試行をスタートするときにもう既にされてきているものですから、運用上の部分で何か問題があるのであれば、それをこうしましょう、ああしましょうっていうのが今回からこのテーマに上げてきた総括質疑の通告制の導入ということなんですよ。

意（13） ですから、試行的にやって、私はこれ必要ないなって思ったから、だったらやめれば、それは皆さんの負担も減るし、事務局の負担も減るわけだから、私はあえて言ってるんですよ。

何でそこまで、時間と手間をかけてやるのが、私は、はっきり言って意味がよく分からないし、何かどうよかったのか市民に分かりやすく、だから市民に分かりやすくっていうのはすごく抽象的なので、どこが市民に分かりやすかったのかっていうのを具体的に私教えてほしいんですね。

私は本当に分かりやすい議会にはならなかったと思うし、しっかり職員が答えていただけるようにしたいという思いで、だから通告制を導入したけど、私はこれは必要ないと思っているので、あえてやめるという選択肢もあるんじゃないですかっていうことで、どうしてもやりたいんだったらやりたいということで、納得できる説明が欲しいなということでお聞きしております。

以上です。

意（11） すいません。昨年12月定例会から試行を導入した。そして、議会改革でさんざん議論をして、分かりやすい議会にしていきたいと思います、今までが分かりにくかったとも言える定例会であったんですけども、総括質疑の通告制をやることによって、より市民に分かりやすい議論が進む。そして大綱的な

ことを総括質疑ですることによって、委員会への細部の質問がより委員の皆さん方の質問が幅広く質問に及ぶというところで試行してきたものだと思っておりますので、さんざん議論して、またここで逆戻りをするような発言は、いささかなものかと思っておりますので、ぜひ、導入するということが決定していますので、それに当たってどうしようという意見を言うのがここだと思っておりますので、ぜひ、前向きな、導入するに当たっての議論をしていただきたいなど、そんなふうに思っております。

委員長 今、鈴木委員が言われたみたいに、通告制自体に反対だという意見で話を伺っておるわけじゃないんですよ。

やってきた試行的なやり方でどうだったかということ、ここをこうしてほしい、ああしたほうがいいということを御意見として伺ってるんですよ。

意(13) いや、だから試行的なやり方でどうだったのかって言われたんで、試行的にやったんだけど、私は変化が見られなかったし、手間をかけてまでやった意味が分からなかったの、ぜひとも分かる人から御説明いただきたい。そうでなければ、私はもうここで細かいことを今日決めるんだっていうんですけど、細かいことを決める以前にもう私は試行的にやって意味なかったなと思うから、やめるという選択肢はどうですかって皆さんに言ってるので、どうしてもやりたいって言うんだったら、それはきちんと根拠を持って、きちんと具体的に御説明いただきたい。

本当に先ほども言ってるように、今まで分かりにくかったのに、今回分かりやすかったのであれば、どこがどう分かりやすかったのか具体的に教えてほしいです。言ってること、そういうことです。

ですから、私は本格的導入の前に試行的にやったわけですから、そのきちんと検証をしてほしいとお願いしてるわけです。

以上です。

意(11) もう既に各委員さんは検証済みだと思っておりますので、私は、その導入に当たっての御意見を言っていたかかないと、この会議が無意味になりますので、通告制についてさらにどう進めていくか、そんな御意見でお願いしたいと思っております。

意（13） 鈴木勝彦議員ありがとうございます。今、検証済みって言われたので、ぜひ鈴木勝彦議員の検証をまずお聞かせいただきたいと思います。各委員さんの検証をお聞かせください。ぜひとも私勉強したいと思いますのでお願いします。

委員長 検証については、今年の1月にやったじゃないですか。お見えになりませんでしたか。

前期からの委員さんに伺いますけども、やりましたよね、1月に議会改革特別委員会で。やったから、試行的に続けてきてるじゃないですか。

「議事進行。」と発声するものあり。

意（13） 今、委員長がおっしゃられたその試行的っていうのは何月議会と何月議会の御理解でよろしいでしょうか。教えてください。

委員長 昨年12月定例会ですよ。

「12と3と6ってことですか、試行的は。」と発声するものあり。

「12月にやって、振り返りを1月の議会改革の委員会でやっています。清風会さんも資料出されていますし。今日の会議、続けましょう。」と発声するものあり。

委員長 それでは、私のほうから6月定例会ベースで、6月定例会をベースっていうのは、6月定例会まで結局3度の試行のやり方を踏まえてやってきたわけですから、それをベースにつくって必要のない情報を削ったというだけの話ですけどもこれについて御質問よろしいですか。御意見。

意（3） 確認ですけども、6月定例議会時には、（9）その他のところで、所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）とありますけど、これ削除されているけれども、これは所管委員会は所管に関わる議案についての総括質疑はしないということで、理解していいんですよ。

だから、前はわざわざ書いてあるけど、今回はこれはわざわざ書きませんでしたよっていう、削除してありますよ、だけど同じ意味合いですよ。

委員長 これはちょっと委員会の運営のほうの話になってしまうんで、皆さんちょっと想像していただくと分かるんですけど、例えば9月定例会は決算があります。決算特別委員会が含まれるわけですよ。そこには、議長と議選の監査委員以外の方が全員、委員として所属をすることになります。

そうすると、決算の議案に関しては、本会議の中で総括質疑ができる人っていうのが、議長と議選の監査委員しかいなくなるわけですよ。委員会付託されるわけですから。

だから、ほかの常任委員会とちょっと変わるんですよ、イメージが。予算もそういうことになります。

議長は当然、本会議ですから取り仕切りをやってるわけですし、議選の監査委員が質疑をするってことはあり得ませんよね。先に、決算はもうやってるわけですから、監査のほうで。

その後、また皆さんに考えていただかなきゃいけないのは、予算・決算の委員会をどういうふうに進めていくのかということ。例えば大綱的な質疑を委員会でやるのかとか、どうするのかというようなこと。そういったことも出てくるんで、個別でそれぞれの委員会、この委員会はどうしましょう、あの委員会はこうしましょうとか書けませんので。

だから、所管の委員会が存在する場合は、総括質疑はその委員さんにはできませんよというふうに単純にシンプルにただけなんです。

だから、括弧を削ったってことはそういうことです。

意（3） となると、先ほど委員長がおっしゃられたように委員会の運営の仕方になりますけど、私は委員会の運営の中で総括質疑に当たるような時間を設けていただければいいと思いますけれども、これ、多分皆さんおのおのの考え方があってと思いますので、それはどこでお話しされますか。

委員長 それは、議長のほうの判断になると思いますけど、議運でやるのか、ここでやるのか、ですけどね。それ委員会の運営の話なんでね。

意（3） でも、決算特別委員会はまだ委員長も決まっておりませんので、議

長の判断で話し合うところじゃないといけないってことですかね。

委員長 委員長がいないからということじゃなくって、委員会運営の話になるんで、そうすると議運になるかな。各派で諮ってもらって議運で決めていくような形をとらないといけないかなと思いますけどね。

素案的な部分をここの中で話してもいいと思いますけど、取りあえず、でもそれは、予算と決算の特別委員会が開催されるときに総括質疑の通告制というルールをこれで作ると、そちらのほうまで踏み込まなきゃいけないですよという話を今させてもらったんですけどね。

それでは、あまりこの中身についての話ではなくて通告制の導入に反対という御意見も今ありますので、一度、9月の定例会から本格導入するのকাশないのかということを決めてやっていかないと先に進めませんので。

御質疑を取りあえず打ち切らしていただいて、まず、総括質疑の通告制を9月定例会から本格的にスタートするということに対しての採決をとらせていただきたいんですけど、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長、すみません。」と発声するものあり。

意(13) そういった採決を採るのであれば、ぜひ、まず先ほど鈴木勝彦議員から検証済みであると思うという御発言があったので、せめて鈴木勝彦議員からその検証内容だけ、私今から賛成か反対か考えますので、ぜひ教えていただけたらと思います。

意(11) 私も議員生活20年やってまいりましたので、いろんな委員さんからの各委員会での質問がありました。

そういうのも踏まえて、いや、やっぱりこの通告制にしたことによって、非常に分かりやすくなったな、そして先ほど言いましたように、委員会での質疑が細部にわたっての質疑は、各委員さんから質問が出るということのつながりから見ると、非常にこれはいいことだなと実感しております。

以上ですが、ほかに答えましょうか、何か。

意（13） ぜひ、今聞いていただいたので、どう分かりやすかったのかを具体的に教えてください。

意（11） それは個々の主観的な考えだと思いますので、私が主観的にそう思いましたので。

意（13） それは主観的でいいと思うので、ぜひ具体的に事例を出して教えていただけると私もちょっと理解しようかなと思うので、お願いしたいと思います。

意（11） それが必要なんですかね、自分で考えてください。

「必要だから聞いてるんですよ。」と発声するものあり。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 ちょっと意見として言わせていただくんで、副委員長、代わってもらえます。場所まで変わりませんので。

意（11） ルール的にはそういうところがあると思いますけども、時間的な問題もありますし、委員として、発言を私は許しますので、委員長として発言をしていただいても結構だと思います。

委員長 委員長として発言させてもらいます。

まず一つ。残念ながら、今年の1月に開かれた議会改革特別委員会における総括質疑の通告制についての検証、これについて記憶にない方が見える。

それからもう一つ、めでたいことに、4月の末から新しい議員さんがこの高浜市議会に入っていた。その方たちは全く知らない話なんです、特に議論は。議会は、議会の場面は見えますよね。映像で残ってますから見れるんですけど。だけど、この議会改革の中で皆さんが何を話してきたのかってことは全然見られてないと思います。

ですから、あえて委員長として言わせていただきますけども、1月の検証のときに一番皆さんが言ったのは何かっていうと、通告することによって議事の

仕方がすごくやりやすくなるんですよ、議長さんの議事のやり方がね。

なぜかという、今までは議案をまとめて質疑を許しておったのを、一つ一つの議案ごとに質疑をするようになった。これが一番分かりやすくなった肝の部分ですよ。

それと、もう1個は、議員さんの性格っていうかセンスっていうか、言い方がちょっとよく分かりませんが、当局の方に言わせると、この方がここで何を聞くんだらうっていうところに対して、やっぱり議員のほうに問合せをされる当局の担当の方もみえたそうです。

それはやっぱり聞くべきことと、これは聞かなくても大丈夫なことと、議員さんのほうでも整理ができるし、その辺でやっぱり、長い質疑、長い答弁にならなかったというところが、当時の検証の中で話として出ておりました。

悪いところっていうのは、悪いところは覚えてみえるのかもしれませんが、結局通告することに対しては、手間がかかると。通告書を出すだとかね。それから事務局のほうも手間がかかるだろうということを言ってみえましたが、先ほど3番委員が言われたように市民に分かりやすい議論をするということに対して、我々の手間がかかるとか事務局の手間がかかるなんてことは関係ない話だというふうに思います。それで幾ら手間がかかったって致し方ない話ですもん。

そのような検証ということで皆さんから御意見を伺って、あの時はたしか書面で出してもらってますもんね、事前に、委員会の前に。ぜひ、そういうところも含めてそれをやって、12月、3月、6月と試行的に進めてきた形が、今ここで委員長案として出させていただいたところ、必要ない部分を削らせていただいて。これだけじゃないんですよ。先ほど言ったように、決算とか予算の委員会のやり方をどうしていくんだって話も当然しなきゃいけないから、全く時間のない話なんです、どれも。ですから、きちんと9月に正式に導入するというのを皆さん方の意思でもって確認をさせていただかないと進めませんので、ぜひ、採決をとらせていただきたいというふうに思いますけど、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あり。」と発声するものあり。

委員長 それでは、総括質疑の通告制を9月定例会から正式に導入するという
ことに対して賛成の委員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数。ありがとうございます。

それでは、正式に導入することが決定をしたということで、改めて、6月定
例会までやってきたものに対しての御意見があれば。

意(14) いろいろと議論をさせていただいて思ったんですけども、実際に
それぞれの答弁についても、もともと総括をやることによって、どういう質問
かというのは事前に分かるということでの的確な答弁ができるということをやっ
てきてるんですけども、全部が全部そういった答弁ばっかではなかったです
ので、その辺のところは、ひとつしっかりと的確な答弁をしていただくように
当局のほうに申入れていただきたいと思います。

委員長 それは、議長さんのお仕事だと思いますので、何事においても総括質
疑じゃなくても。

それでは、この案の形で進めていきたいというふうに思いますけども、最終
的な決定は議運のほうでしなきゃいけないものですから、どうします。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

委員長 それでは、委員会の運営については、一度皆さんに流れをお示した
ものをお配りしますんで、それでもって御検討いただくという形をとります。

来月 18 日にも日程とってありますから、できるだけ早く皆さんにお示しをして、その委員会運営の仕方に対して、これをこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということを御意見をまたいただくという形をとりたいと思いますけど、よろしいですか。

意 (13) 確認なんですけど、その御意見いただくってのは事前に出すってことでしょうか。どういうことでしょうか。

委員長 意見を事前に出すってことですか、今言われたのは。だから、こちらから出すって話の確認ですか。それともこちらから先に出させるって確認ですか。

意 (13) 委員長から出てきますよね。それに対しての意見をまた今回のように様式があって、それで事前に出すんですか、どうですかっていう確認です。

それか、次の委員会的时候に発言すればいいのか、どういう形ですかっていう確認です。

委員長 日程的にはありますんで、皆さん方からの御意見も事務局のほうに出していただくような形をとりたいなと思います。

意 (13) では、そういう形でいいかどうか、皆さんに一度、異議がないか聞いていただけますか。お願いします。

委員長 8 月 18 日に予定をされております議会改革特別委員会で、まずは決算特別委員会の委員会運営の仕方について、皆さん方にそこで決定をしていただく形をとらないと間に合いませんので、そのために、こちらから委員長案を出します、委員会運営について。それを皆様方に事前に見ていただいて、皆さん方の御意見をまた事務局のほうに出していただくという形をとらせていただきますけど、よろしいですか。

意 (11) それで結構ですけども、もう委員の皆さん方の多数で導入ということになったものですから、これからは、これに対しての前向きな意見を言っていただくということを前提でお願いしたいと思います。

委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、あと市政クラブさんのほうから出ている通告制に対する意見ですけども、質疑の回数、補正予算の質疑についてというところで、これ皆様方、

話が分かりましたかね。

結局、歳入で聞いて、歳出で聞いてっていうことを繰り返すと、歳入に戻ったりということになるんで、行ったり来たりっていうことになるんで、これはやっぱり分かりにくいんじゃないかと。

歳入歳出とで質疑を分けてやることによって、これ衣浦衛生組合議会がこのやり方ですよ。歳入と歳出を分けて、それぞれ2回ずつ質疑ができるようになってますんで、そういうやり方をやったほうが分かりやすいんじゃないかということが、これ（5）の質疑の回数のところ、補正予算に関しては、このようにしたらどうですかという御意見だと思うんですけども。

これについてはどうですかね。

そうするんであれば、先ほどの運用の中に入れ込まなきゃいけないものから。

御意見ある方みえますか。

これは逆に言うと、制限がちょっとやわらかくなるっていうか、質疑回数は増える話になりますよね。

意(13) たしか、これ人ごとでこうやってやってると思うんですね、今まで。だから、多分戻っちゃうと思うんですよ。1人の人が例えば1問目が歳入で、2問目が歳出やったとして、そしたら次の人がまた歳入やると戻るっていう、そういう意味ですよ、多分、おっしゃってること。だから、行ったり来たりしちゃうのが分かりづらいつてことだと思うんですけど、だから、今まで人ごとでやってただけ、その人ごとの歳入と歳出を分けるっていうそういう意味でいいんですよ。

人ごとなんだけど、まずは歳入だけやって、次に歳出だけで人ごとでやるってことでよろしいんかったですか。

委員長 ですから、補正とか通常の予算だとかっていうものでない限りは、議案ごとだからいいんですけど、これを議案ごとにしちゃうと補正予算をそうすると、歳入で聞いて歳出で聞いて、また歳入で聞いて歳出で聞いてっていうようなことになるんで、だから、補正予算という、そういうひとくくりじゃなくて、補正予算の歳入というくくり、歳出っていうくくりをまず分けて、それぞ

れ通告していただくと。そういうことです。そうですねよ。

意（13） そのほうが分かりやすいかもしれないかなっていうお話をお聞きしましたので、別にそこは市政クラブさんの案でいいのかなと私は思います。

以上です。

委員長 これ自体を質疑の方法とか回数の中に入れるような形になった場合、回数の中かな。回数の中ころの（5）にこれを入れ込むという形になると思います。

よろしいですか。

入れる文言は、事務局のほうでもう少ししっかり文脈に合わせた形のものにしますけども、意味は皆さん分かりましたか、どういうことかという。

いいですか。

意（13） ごめんなさい、今の（5）のところは、多分こんな感じになるのかなと。多分ですよ、これまだ事務局のほうでしっかり揉んでいただきたいんですけど、質疑は同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。（予算・決算、補正予算等については、歳入歳出それぞれ2回ずつとする。）みたいな形になるということによろしいんですよ。

委員長 予算・決算ではなくて補正予算ですね。予算・決算は、総括質疑自体を多分、委員会のほうでやるという形になると思うんですよ。

総括質疑という言い方よりも、大綱的な質疑を皆さんからしていただく時間帯をつくるようなイメージで思いますけどね。

それを先にやっておかないと、どこで聞くべきことかっていうようなことになってしまったりだとか、それから、（8）のその他のところですけども、申合せに「議長が大綱的な質疑でないとした場合、発言を制限することができる」と明記するというものに関しましては、どうでしょうか。

意（13） 大綱的っていうのがすごくこれ抽象的過ぎて、多分、議長のほうも迷うんじゃないかと思うので、特にここは入れなくてもいいのではないかと思います。なぜなら、やはり例えば自分の所管委員会ではない議案についての質問がなかなか、なかなかというか委員会でできないっていうところからすると、

それに質問の回数も2回と限られておりますので、大綱的なものだけど、特にこちらについては明記なくても。今までも何が大綱的で何が大綱的ではないのかっていうのも、私もお聞きしててもよく分かりませんでしたので、入れなくていいのかなっていうのと。

あと、すいません、ちょっとこれ別件の話になっちゃうんですけど、追加で議案が出たときには、これについては通告制はなしっていうことでよろしかったのかっていうところの確認だけお願いします。

委員長 まず先に、(8)の市政クラブさんからの発言を制限できるっていう文言を入れる入れないというのは、どうします。

意(11) 私どものほうから大綱的なのということで、定例会のときでも今試行的にやってきておるわけですけども、やっぱり市民に分かりやすい、この議案はなぜ必要なんだという、大きなくりのところを質問をしていただくっていうのが大綱的かなとそんなふうに思っております。

何度も繰り返しますが、委員会においては、それがどう生かされるのか、幾らかかるのかという、細かいところを、最後のところを委員会で聞いていただくということでもありますので、本会議において予算が幾らだとか、これはどうだとか細かいことではなく、市民に分かりやすい、それが必要なのか、なぜ必要なのかというようなところを質問するというのが大綱的だと思っておりますので、これはそれぞれの議員の能力にもよるかと思っておりますけども、やはり市民が聞いてみえるんだと、そして分かりやすい議論につなげていくんだという意味での大綱的ですので、13番議員が心配されているように、議長の判断が非常に問われるところでもありますけども、やはり細かいところでもこれが必要だと議長が認めれば、それは大綱的だと我々は判断せざるを得ないのかなと思えます。あとは議長の判断でお願いしたいと思えます。

意(13) すいません、細かいところでも大綱的だと思えばっていうところ、なんかまずもってちょっと国語的にちょっとそこ全然私は理解が、今の発言ができなかったんですけど。よく分かりませんでした。

分かるように、もしよかったら説明してください。

意(11) 自分で判断してください。

委員長 どちらにしても、議長裁量の中でやっていくわけです。

質疑2回までであっても、例えば、これだけはどうしても当局側に答えてもらわなきゃいけないような場面がもしあれば、それはそれで許していくようなところも過去はありましたんで。

それと、この大綱的っていうのも、本当に1月のときからもうずっと出ておりました話で、何をもって大綱的なのかっていうのは、それをやるようにするのがやっぱり議員の資質だと思うんですよ。

これを結局、多分議員さんは質疑だとか一般質問もそうですけど、質疑を組み立てていくときに、これ聞いてこれ聞いてこれ聞いてっていう引き出し方をしていくっていうやり方を皆さん考えてやってみえると思うんですよ。

それが結局、度を超すとすごい細かい話になってしまうんで、それは本来は委員会で突き詰めるようなところだろうという判断を御自身に課していただく。それで大綱的な質疑をつくっていただくということがすごく大事なことじゃないかなということ。これも、何度かこの議会改革の中での議論として出てきた話です。

意味はどういう意味だっていう話ではないんですよ。質疑で大綱的な質疑とはどういう質疑だって言われたって答えようがないですから、実際は。

意(9) これまで準備的にこうやってやってきて、次に本格導入していくんですけど、その準備的などこで見てきて私が感じたのは、大綱的などころは確かに分かりづらいので、誰かが判断しないといけない。それは議長が判断するんですけど、例えば議長が止めても、それは大綱的だよとか、これは違うんじゃないってある議員が言うのを拝見というか聞いていたんですけど、そういうのだと議会っていうのがうまく回っていかなくなるので、やっぱりしっかり議長がそれを判断していかないといけないと思う意味で、こうやって今、わざわざそういった修正案を市政クラブさんが出してきたっていうふうに私は考えているんで、そこら辺がやっぱりうまく円滑に議会っていうのは回っていかないといけないと思うので、そうやって明文化するのもある意味、仕方ないのかなっていうふうには考えています。

委員長 それでは、どうしましょう。(8)の中に、大綱的なものに限ると、議

長の判断によっては、質疑の打切りをすることもあるみたいな、そんなような形でここに入れていくということで、どうですか。

意（11） 当然、個人的に話を総括やなんかしたときに、個人では大綱的だと思って質問をしてるけども、第三者に、あるいは議長にしてみれば、いや、それは大綱的じゃないよということを止められれば、すいませんでした、それじゃ委員会で質問しますというような訂正ができるかと思imasるので、ここは委員長の判断でそういう文言を付け加えていただいても結構だと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、(8)に、今、市政クラブさんから、文言はともかくとして、議長によって発言の制限をすることができるというところに対して、これを入れるということによろしいですか。

「異議あり。」と発声するものあり。

意（13） 本当にこれ、やはり我々は議員としての使命を果たすためにしっかり聞くべきことは聞かなければいけない。

そして、先ほど申し上げてるように、所管委員会のところではない議案についてはできないわけですから、やはりしっかり聞くっていうところが私は大事だと思うんですよね。

ですから、特に、議長、今まででも何が大綱的で何が大綱的でないかっていうのは、市政クラブさんでも細かい款項目でいろいろ細かいこと聞いてみえる方もみえましたので、私本当によくわかんないんですよね。何を大綱的っていうふうにずっと市政クラブさんが言ってるかもよく私は分からないので、私はこの案については、反対いたします。

意（14） 私は、意見の内容とその理由ということで、大綱的な質疑かどうかをその場で判断するのは困難だが、議長によって判断する。これでいいじゃな

いんですか。

委員長 ほかに。

意 (11) やはり議長が止めても発言をされる方がいるというところから見れば、やはり発言を制限するという文言を付け加えることがいいのかなと私は思います。

委員長 基本的に、市政クラブさんのほうから出てきてるのは修正案のほうです。文言は置いといても、こういう議長が制限をすることができるという文を入れると。

それでは、これは採決を採らせていただきますけどもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、(8) その他のところに、文脈はともかくとして、議長が大綱的な質疑でないとした場合、発言を制限することができるというものを入れることに対して、賛成の方、挙手をお願いします。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数でありますので、(8) その他のところにそれを入れさせていただきます。

先ほどの(5)の質疑の回数のところも含めて、直したものをできるだけ早く皆さんのほうにお配りしますので、御確認をしていただきたいと思います。

最終的には、議運で申合せ事項という形で決定をさせていただくことになると思います。

それでは、総括質疑の通告制について、9月定例会からしっかりと進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

3 議員報酬について

委員長 先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、議員報酬は議会のほうが報酬の条例を持っていますんで、それを変えればそれでいいという話ではない。

先ほど言ったように、市長のほうが予算としてそれを出してもらわないと、議会からは予算は出せませんので、条例改正しか出せませんので、ですから、市長のほうとやっぱり正式に議長と話をさせていただいて、もし見直しをするならね、話をしてもらって、市長にその腹がないと、上げんよと、例えば。そういうような話になるのであれば、ここで幾ら議論しても意味ないですよ。

そのためには、皆さん方のそれぞれ個人の方々の議員報酬についての考え方を一度お聞かせをいただいて、全員一致で見直していかうか、金額は置いといても、やっぱりもう少し上げてくれという話になるのであれば、議長に一度、市長と話をしてもらって、議会がきちんと全員で決めたことであればというような話がもしいただけるのであれば、それから議長から市長に報酬審の開催をさせていただいて答申をもらうという流れだというふうに思うんですけども。これは皆さん、御理解していただけますよね、今言った流れは。

それでは一度、今日、しょっぱなで恐縮ですけども、議員報酬についてを議題とさせていただきますけども、やっぱり議会全員の意見の一致というものが必要だというふうに私は感じております、報酬に関しては。

前期の議論の中では、大方の方がやっぱりもう少し報酬を上げるべきだということを意見としては出ておりました。

これ、定数を削減する前からその話はしておったわけですので、実際定数削減して、金額ベースでいうと4年間で2人議員分というとおおむね6,000万円ぐらいのお金が前期よりは減っておるわけです。議会はかかってないということですよね。

で、一度皆さん一人ずつに議員報酬についての考えをお聞かせいただければかなと思って、ここでまず一致がなければ議論しても、多数決で決める話じゃないですよ、実際。

今、この話はずっと議会改革でやってきますよっていうことを言ってきました

たんで、それぞれの方のお考えが、少なくとも上げてほしいとか下げるべきだとかぐらいのレベルのことは意見として言っていたらというふうに思いますんで、ちょっと伺いたいですよ。でないと、先ほど言ったように年末までに答申をもらわなアカンという話ですから、順番としては。

お一人ずつ伺いますけども、よろしいですか。

まず、議席番号順で1番、橋本委員。

意(1) 私、このたび初めて議員になりましたので、現状に別に不満があるというか、高いのか安いのかっていうのは判断がなかなかつかないわけですが、ただ世間がこれだけ物価が上がって、また、議員の数も減って一人当たりの負担というのを考えますと、もう少し上げていただいてもいいのかな、たくさんいただければそれだけうれしいところもあるんですが。

また、議員になりたいという方がなかなかいない議員の成り手不足というのもありますので、報酬がもう少し上がれば、そういう魅力も増えるのかなと思いますので、少しでも上げていただけたらいいかなというふうに考えます。

委員長 次に、3番、神谷委員。

意(3) 1番の橋本議員と同様ですけど、議員の定数が減って一人当たりの負担が大きくなってきているのと、やっぱり、次の選挙のときに議員さんの成り手不足、また、これじゃ定数減らすのかって言ったときに、でも、かといって定数を減らしても選挙になっているので、いや選挙になってるから報酬の問題じゃないのではないかという議論もありますけれども、私は報酬の魅力というのも議員の成り手に、になりたいという意欲の一つだと思うので、報酬自体は上げてほしいと思っております。

委員長 次に、5番、野々山委員。

意(5) 私も今年、議員になったばかりですので、議員報酬が高いのか安いのかという部分については言いにくい部分もありますけども、現在の物価高について、4月選挙をしたときに比べ、現在、非常に物価が上がってきているなというのを非常に実感しております。

また、この先を見てもこの物価高がどこで落ち着くのかというところも分からない部分もありますし、また次世代の若い議員さんに魅力のある議員報酬で

ということを考えれば、上げていただくこともいいかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 次に、6番、今原委員。

意(6) 私も成り手不足ですとか、やっぱり今の物価高騰に対して少しでも上げていただければいいかなと思うんですけど、やはり今後、選挙に出られる方、議員になりたいという方ですね、子育て世帯とかは本当にちょっと正直少し少ないかなというふうに感じておりますので、ぜひ上げていただければと思います。

以上です。

委員長 次に、7番、福岡委員。

意(7) 私は別に議員になるのに報酬を気にして入ったわけではないのと、あと一人当たりの負担が2人減ることで大きくなったかどうかがちょっと今自分には分からなくて、自分はまだ全然何もできてないのでもう十分頂いてると思いますし、あと、もしこの2人分の6,000万円が物価高だから、私たちも大変ですけど、高浜市民のために使えるのであれば、私はそちらに使いたい。なので別に上がらなくても構いません。

委員長 次に、8番、岡田委員。

意(8) 審議会のほうに意見を求めて、それに従って検討していけばいいのかなと思っております。

委員長 次に、9番、長谷川委員。

意(9) 私も報酬審のほうの意見に、給料が上がるにしても下がるにしても従っていけばいいのかなと思ってます。

委員長 次に、11番、鈴木委員。

意(11) 成り手不足の一つの要因として、この報酬が低いというのも一つ挙げられるだろうと思っておりますけれども、いざ、これを上げたら成り手不足が解決するかというのも疑問でありますので、報酬審の答申を受けるという形で。

ただ、物価高による報酬審の金額なのか、いやいや、2人削減してこれだけ議員の議員活動が広がったという言い方がいいのかどうか分かりませんが

も、活動範囲が広がったために、その分を上げてほしいという議論もあるかと思いますが、とりわけ、私は報酬審の答申を受けて、先ほども委員長から話がありますように、議長から市長に対しても、議会としてもこれだけ議論を重ねて議員定数を削減した。そのために、議員活動が広がるという、そういうことから報酬を上げてほしいということも市長に対して申入れして報酬審を開催してほしいなと思います。

基本的には、報酬を上げるということに関しては、賛成いたします。

委員長 次に、12番、柴口委員。

意(12) 定数が16から14に減って、その分、各議員の負担が増え、それと、全国的に成り手不足のためにも、あと特にお子さんのいる家庭では年代によってはかなりお金がかかるとは思っていますので、できれば今の金額を上げることは、必要じゃないかなと思います。

委員長 次に、13番、倉田委員。

意(13) 先ほど、神谷直子議員のほうから一人当たりの負担が大きいという発言とか、それから鈴木勝彦議員から議員活動が広がるというような発言がありました。私としては、今までも必死にやってきましたし、今期に入ってから必死にやっているので、大きくなったかどうかというところの実感は、はっきり言って自分はありません。

うちの場合は、消防も市独自じゃなくて、衣東のほうで議会をやってますし、それから市の持っている病院もないというところで、クリーンセンターのほうも衣浦衛生のほうでやっているとこのところ、この議会自体の議案自体は、近隣市に比べて非常に少ないと私は認識しております。

そういう点でも、議員報酬が他市に比べて低いというのは仕方がないのかなという部分もございます。

ただ、私が今の議員活動のやり方だとほかの仕事もできないということで、議員報酬だけで生活していくとなると、やはりなかなかこれ厳しいんですよ。特に我々議員になると、年金も国民年金になりますし、月1万6,800円で、私が家族を養っているときは本当に掛ける3で、それに社会保険料も国保になるということで10万円以上は税金とか社会保険でとられてしまって、それから政

務活動費も月 1 万 5,000 円ということで、全然足りないということになると、ちょっと残念ながら手取りが 20 万円ぎりぎりないかもしれないという月もあったりして、そうなってくると私のほうにも、やはり議員になりたいとか、高浜市をよくしたいとか、まともにしたいとかいろいろな声があつて御相談はいろいろすごくあるんですけど、やはり家族を持っていてこの議員になるっていうことは非常に生活は厳しいと。本当に、逆に言えば、お子さんが大学とかに行くとなるとできなかつたりっていうことを考えると、私は高浜市議会としての仕事量としては、上げることにすごくちゅうちょするし、上げることで市民の理解が得られるのかっていうところはすごく疑問に思う部分もあるんですけど、ただ今回の選挙で、定数が 14 人に減ったにもかかわらず立候補者が 15 人しかいなかったってことを考えると、その点で、やはり多くの方に立候補していただいて、その中で市民の中にやはり選んでいただくことがすごく大事だと思いますので、そういう点では、上げていく方向、議員を増やすとか立候補者を増やすことと、議員だけで生活を家族を養っていけるってことを考えると、上げざるを得ないのかなというところですよ。

以上です。

委員長 次に、14 番、黒川委員。

意 (14) 報酬審の答申にお任せしたいと思います。

委員長 大方の方が議員報酬の見直しの意味合いは、報酬額を上げるという御意見だったと思いますけども、特に新しく議員になられた方はあれですけども、議員というのは 4 年の任期しかないんですよ。4 年間の給料は、当選すれば、ほぼ確定されるわけですけども、その後の次の当選は、誰も約束してくれないわけです。退職金もないです。年金も保険も全部個人でやらなきゃいけない。

そういったところでいうと、非常に厳しいという話は、これは高浜だけでもなく、あちこちの議員さんが言ってみえるのは確かなんです。

特に 30 代、40 代の子育ての真ただ中の方々、一番お金のかかると言われる方々がもう成り手にすらなれないというような状況も聞いておったりします。

基本的に、意見が一致したというふうではないもんですから、例えば見直しをするとなると条例改正が必要となつて、高浜市特別職報酬等審議会条例第 2

条によって、市長が議員報酬等の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ報酬審議会の意見を聞くものとするというふうになってますから、報酬審の意見は必ず聞かなきゃ市長も議案として出せないということになりますので、審議会は確実に開かれます。

審議会を開かれたときに、例えば、審議会の考え方だともう少し上げなさいとか、現状維持だよとか、ちょっともらい過ぎてないか、下げなさいとか、どういうふうになってくるかは分かりません、審議会のお達しに関しては。

今、ざっとお聞きしたところで、福岡委員が現状維持みたいなお話だったんですけども、ほかの方々は報酬審に諮るということは、見直しをしてくれと。

私としては、ここで何が欲しいかという、見直しをしましょうという、そういう統一的な見解が欲しいんですよ。

そうすれば、さっき言ったように議長から市長に1回ちょっと腹探ってもらって、それで市長がその気がないということになれば、ないにしても何にしても報酬審を今年開かれる年ですので、開くのであれば、12月定例会には間に合うレベルで答申が返ってくるような時期に開いてくださいねというぐらいのことは、市長に言ってもらおうと、議長からね。という話にしかならないと思うんですよ。

ですから、見直しを当然、我々から言い出したことは過去にありませんから、議会から言い出したことはないということですので。言うということは、どうしてほしいのっていう話にしかならないと思うんです、反対に。

そこをちょっとまた議論としてやっていかなきゃいけないと思いますんで、まずもって、今日、お話を伺ったところは、それはそれであれしますけども、議員報酬についてのまとめ方としては、まず、市長に正副議長で市長のところに行ってもらって、報酬の見直しを今、議論してるんだけど、もし上げるとなったときに受入れますかと、市長が。市長がその気じゃないって言えば、話はないと思っていただく。

例えば、我々が何もやらなくても報酬審が開かれるというふうに伺ってますから、今年は。2年に1回ですので。だからそこで議会の報酬のことが話題になって、ちょっと上げてやったらどうだという話になる可能性もゼロではない。

何もやらなくてもね。

だけど、議会改革の中で前期からずっと話をしてきたようなことですので、一度、その辺のところ、まず、議長のほうに市長とちょっと話をしてもらおうというところまでは皆様御了承いただければ、この了承の中で話をさせていただくというふうに思いますけども、どうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですかね。

そこでもし何かすると、市長から、いやこういうことを決めてきてよとかという話になるかもしれませんので、そしたらそれをまたここで話をしていけばいいのかなというふうに思います。

ですから、改めて申し上げますけども、議会から議員報酬の見直しを求める場合は、議会が報酬審に直接諮問するのではなくて、市長が報酬審への諮問を行うという段取りでしか進みませんので。だから我々が働きかけるのは報酬審ではなくて市長に働きかけなきゃいけないということであります。

それでは、議長のほうから一度、話を市長のほうに出してもらおうということでもよろしいですか。議会としての統一的な見解として。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 じゃ、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

すいません、12時過ぎましたけども、1つだけやっておかなきゃいけないことがあります。

ちょっと政務活動費の関係は次回にしますけども、タブレット端末の借上げの入札結果とかが皆さん方のほうに行ってると思いますけども。

タブレット更新に係る入札が行われましたので、その結果について事務局より報告をしていただきます。

説（事務局 主査） それでは、タブレットの入札結果について御報告いたします。

資料が今、飛んでるかと思imasuので、そちらのほうを御覧ください。

現在使用していただいているタブレット端末の借上げの契約が令和5年10月31日までとなっていることから、新たな端末の借上げの入札を執行いたしました。

入札日は、7月12日、水曜日。落札業者はソフトバンク株式会社。落札金額は月額11万2,200円（税込み）の金額となっております。

期間は、令和5年11月1日から36か月ですので、令和8年10月31日までとなっております。

性能については、タブレット端末等比較の表のとおりとなっております。

ここでポイントとなってきますのが、月額料金以下のところになりますが、一台当たりの月額料金の金額が6,600円となり、現行年の4,312円と比較すると、2,288円の増というふうになっております。

各議員よりタブレット端末の議員負担金分としまして、現行では半額程度の2,000円の御負担をいただいております。どの程度、御負担していただくのかというのが一つ、検討事項となろうかと思imasu。

詳細なスケジュールにつきましては、お示しをしかねるところでございますけども、現行の端末契約が10月末までとなることから、端末内の必要なデータの回収等を各自行っていただく必要がまたあろうかと思imasuので、よろしくお願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。

これ政務活動費も使えますよということで、この月額の議員の負担分ですね。今2,000円ずつ皆さん方から頂いてるんですけども、それを同じように半額程度っていうレベルで見て、どんだけ安く見積もっても多分月々3,000円ぐらいは、皆さん方に負担をしていただかなきゃいけないんだろうなというふうに思imasuけども。

実はこれ、当局側の予算分は11月からもう既にとったんです。当初予算に入れてあるんです、上がる分を見込んで。我々の分は入ってませんので、歳入

のほうにも入ってないんですよ。

だから、これ 11 月からどうしますっていうことを結局話し合わなきゃいけないし、それから、それに伴って政務活動費をどうしますかっていう話になるんですよ。

例えば、1 万 5,000 円の政務活動費を充てることになると、月々 3,000 円ですから 2 割ですよ。2 割分がこの通信費とかレンタル料に飛んでいくということになります。

政務活動費を使わない方は別にいいんですけども、そういうところを踏まえた中で、政務活動費については、議論をしていただかないといけないということです。

どうしますかね、これ。もう少しだけ時間いただいてよろしいですか。

政務活動費について、これも、これだけまず聞かせていただきたい。

皆さん方の御意見を伺いたいのは、金額をどうするか。幾らっていうことは置いといていいけども、政務活動費を上げるということに対しての御意見。また順番に聞いていますので、端的な答えでよろしいので、まず、1 番、橋本委員。

意（1） 今のお話で、タブレット代が上がるんでしたらその分ぐらいは上げてほしいなと思います。

委員長 3 番、神谷委員。

意（3） このタブレット分を上げてほしいのもありますけど、視察とか常任委員会でもまだ行けてないところがあるので、個人で行くとなるとその分も考えると政務活動費は上げていただきたいと思っております。

委員長 次に、5 番、野々山委員。

委員長 橋本議員と同じように、タブレット分上げていただけるとうれしいなっていうのと、あと、やっぱり物価高もありますので、そういったところも考慮していただけるとありがたいなと思います。

委員長 次に、6 番、今原委員。

意（6） タブレットの増額分を上げていただけるとありがたいと思います。

以上です。

委員長 次に、7番、福岡委員。

意(7) どちらでも大丈夫です。

委員長 次に、8番、岡田委員。

意(8) 現状維持で。

委員長 次に、9番、長谷川委員。

意(9) 現状維持でお願いします。

委員長 次に、11番、鈴木委員。

意(11) タブレット端末だけの値上げではないし、いろいろ活動費に使える経費がありますので、それを合わせますと上げていただきたいと思います。

委員長 次に、12番、柴口委員。

意(12) 最低限、タブレット代分は上げていただきたいです。

委員長 次に、13番、倉田委員。

意(13) タブレット代は、私は2,000円のままで、そのままお願いしたいんですけど、政務活動費については全くもってちょっとこれでは足りませんので、政務活動費については上げる方向でお願いしたいと思います。

委員長 次に、14番、黒川委員。

意(14) 政務活動費を上げてください。

意(3) この入札は、全部これに替えますよってことごの理解でいいですよ。だから2,000円のままでいいですよってというのは、その追加分は御自分で負担するよってことですよ。

入札はこれで決まっていくから新しい機種になるのは決まったんですよ。だから、2,000円のままでいけなくて3,000円になりますけど、その分の差額はどうしますかっていう話ですよ、今。それも含めて、政務活動費をどうされますかっていう話ですよ。

委員長 だから、2,288円の値上がりですわ。リース料が上がりますよということで、その金額をどっから出しましょうかという話なんです。

要は議員個人の負担にしますか、あるいは折半にしますか、あるいはこれはもう行政が見てくださいというふうにしますかっていうことなんですけど、だ

けど、行政側は、自分たちの分はおおむね2,000円ぐらいの分は見てくれているんだけど、もう11月から足らなくなりますよってことですよね、我々がお金を入れない限りは。

タブレット自体は、いろいろと案を持ってみえる会派さんもあると思うんですけど、例えば書籍なんか今、電子書籍とかもあるじゃないですか。ああいったもんだとか、例えばこういう新聞なんかこのタブレットで見ますっていうことになると、そうすると月々幾らってサブスクになったりとかするじゃないですか。そういったものを政務活動費でどうやって出してくんだとかね。そういったのも当然、出てくる話だと思うんですよ。

それから、前回か前々回に言わせていただきましたけど、もう紙資料は自分で打ち出してくるしかないんですよ。紙代はしれてますけども、インク代は高いですよ、結構。

タブレット一つで全部やっていけるかっていうのは、なかなかそうもいかないところもあると思います。そういったところをどのように見ていくかということなんですよ。

うちの政務活動費は、基本的にどこと比べてもやっぱり低いですね。だからあの金額の中で、視察だとかね、多分、市政クラブさんを例にとって申し訳ないんですけど、10年前だったら楽勝に2回ぐらい視察に行けて、それで研修か何かもどっかでやれてとか、今多分1回ないだろうなあ、せいぜい1回でしょうね。遠い近い関係なしに。

そういったことが今、背景にあるということと皆さん方の基本的な考え方は今、分かりましたんで、だから、政務活動費について金額を考えるときに、先ほど言ったようなことを頭に入れてください。こういうものも使えるようにすると政務活動費を上げていかないとやっていけないということが分かると思いますんで、その辺のところもよく判断していただければと思います。

あとは、次回はまでに総括質疑の通告制の運用の文書をしっかりと皆さんにお出しすることと、それから、予算・決算委員会のやり方、委員会運営のやり方をお示しするようにします。

それから、議長におかれましては、正副議長で市長のところへ一度、正式に

お伺いを立てていただいて、議会改革特別委員会でおおむねこういうような意見の中で、報酬の見直しというものを考えてもらえるんだらうかということをお伺いして、もし、そこで宿題が出るのであれば、それはまたこの委員会に持ってきていただくという形になると思います。

政務活動費については、金額ベースをしっかりと決めていくんですけども、例えばこういうものに使える使えないという話を先にしたほうが、金額がもしやりやすいということであれば、そういう方法をとりますけども、どうでしょうか。

意（3） 今回、市政クラブから出させていただいたタブレットについてという資料がありますが、そのところで、今、委員長がおっしゃっていただいた、電子書籍や電子新聞を購読、2番のところですけど、そういったところを政務活動費で利用できるように。現行だと書籍とかは購入できるようになっていきますけど、電子的なのを今後どうしていくかっていうことも考えていきたいと思っているので、できたらそちらのほうも一緒にやっていっていただきたいと思っています。

このタブレットについてに書いてあるようなことは、半年後には皆さん御理解していただきたいので、月に1回ぐらい、タブレットの講習会を催していきたいなと思っています。御参加される方がいたら御参加してください。よろしくをお願いします。

委員長 ということであります。

どうしますかね、使用基準と一緒に話をしていくってのは、なかなか難しいと思うんですけども、常識的なレベルの中での多分値上げしかできないと思うんですよね。

例えば、10倍にしろっていうのは多分通りませんので、金額をある程度決めていってから、その使用基準みたいなものに入っていったほうが入りやすいのかなっていう気はするんですけど。

今言った差額の2,288円をどんだけ我々で持つっていう話はここでするので、それを先に18日に決めます。それで、金額を決めていくような形をとりたいと思います。

それでよろしいですかね。

意見なし

委員長 では、今回はそういう形で行きましょう。

最後に、なりますけども、・・・

意（13） 今のタブレットについて、先にどれぐらい負担するか決めていくって話なんですけど、これ事務局のほうに近隣市のタブレットの負担をちょっとお調べいただいて、iPadのほうに上げていただきたいと思いますので、お願いします。

委員長 どこまでのことを求めてみますか。結局、例えばうちなんかだと、これ電話回線じゃないですか。リース料金の基がすごい違うし、機種によっても違うし、その辺のところは、こちらの判断でよろしいですか。

意（13） その辺も分かる範囲でお示しいただきたいと思います。お願いします。

意（8） いや、タブレットがなかったらもう仕事にならないので、基本半分は従来どおり。均等分と言ったらいいのかな、折半分と言ったらいいのかな。それをもうそのまま落とすような形を決めといたほうがよくないですか。もう時期が時期なので。

委員長 ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午後0時19分

再開 午後0時22分

委員長 再開します。

数字的な部分でお示しをしないとなかなか難しいと思いますので、現状のタブレットの議員負担分をおおむね値上げた分に合わせてみると、月々3,000円ぐらいが妥当なところではないかというふうに、私のほうから先に提案をさせていただきます。

それで、いいか悪いかっていう話で決めていきたいと思いますが、よろしいですか。

意 (13) やっぱり意見申し上げたいんですけど、やはりタブレット負担のない自治体もごございますので、近隣市は関係ないっていうふうに先ほどおっしゃいましたけど、いろんな議案とかも全部、近隣市とかいろいろ参考にしてやられてるわけですので、ましてや、今これがないと絶対に紙資料は自分で出せっていうことですので、これがないと仕事ができないわけですので、ですので本来ちょっと負担をするっていうのが、なかなか私はプライベートで使うっていうことはほとんどしておりませんので、仕事として必ずこれが必要なものっていうところで、できれば2,000円で今までどおりで、本当はもう負担なしでお願いしたいところですけど、2,000円をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに御意見ある方みえます。

意 見 な し

委員長 それでは、例えば3,000円では少ないという方はみえますか。4,000円にしようとかっていう方みえますか。

3,000円で一回、決採ってよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、11月以降のタブレット端末の月額議員負担分を月額3,000円とすることに対して、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙 手 多 数

委員長 では、11月以降は3,000円ということで決めさせていただきます。

それでは、11月から3,000円ということで、それも踏まえて政務活動費の金

額に関しましては、皆さん、また御意見をまとめてきていただきたいと思いますと思います。

大変、昼遅くなりまして申し訳ないです。

それでは、次回が8月18日の金曜日、午前10時からですので、御予定をお願いいたします。

本日の案件は、ちょっと中途半端ではありましたが、終了とさせていただきます。

以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします

委員長挨拶

閉会 午後0時24分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長